

課 長		副 課 長		リ ー ダ ー		設 計		校 合	
--------	--	-------------	--	------------------	--	--------	--	--------	--

令和 7 年度

委 託

~~設 計 書~~
仕 様 書

1 委 託 名 都市公園樹木害虫駆除等業務委託(単価契約)

2 委 託 箇 所 川越市内各所

3 実 施 額 @¥ 円 (但し、委託価格 @ ¥ 円)

4 変 更 実 施 額 @¥ 円 (但し、委託価格 @ ¥ 円)

差 引 増 減 額 @¥ 円

5 委託大要、起工理由・変更 【 委託期間 契約締結日 ～ 令和7年12月19日 】

変 更 委 託 の 大 要	
委 託 の 大 要	本委託は都市公園樹木害虫駆除等業務に係る各業務ごとの単価を決定するものである。また、入札は各業務ごとの単価の総額で行い、単価は市で決めた案分率に基づき決定する。
変 更 理 由	
起 工 理 由	

川 越 市

都市公園樹木害虫駆除等業務委託（単価契約）単価表

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費								
	薬 剤 散 布 1	除 草 剤 散 布	一般地					見込み散布量 1,500 m ²
				1.0	m ²			別紙第 1 号内訳書
	薬 剤 散 布 2	除 草 剤 散 布	芝生地					見込み散布量 7,000 m ²
				1.0	m ²			別紙第 2 号内訳書
	薬 剤 散 布 3	樹木薬剤散布1						見込み散布量 1,500 ℓ
				1.0	ℓ			別紙第 3 号内訳書
	薬 剤 散 布 4	樹木薬剤散布2						見込み散布量 1,500 ℓ
				1.0	ℓ			別紙第 4 号内訳書
	委 託 価 格							
		消費税相当額						
				1	式			
本 委 託 費 計								

川 越 市

内 訳 書

1 号

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費	薬 剤 散 布 1	除 草 剤 散 布	一 般 地					
				10000.0	m ²			別紙第 1 号一位代価表
	直接委託費計							
		共 通 仮 設 費		1	式			
	純 委 託 費							
		現 場 管 理 費		1	式			
	委 託 原 価							
		一般管理費等		1	式			
	委 託 価 格							
						1m ² あたり		

川 越 市

内 訳 書

2 号

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費	薬 剤 散 布 2	除 草 剤 散 布	芝 生 地	10000.0	m ²			別紙第 2 号一位代価表
	直接委託費計							
		共 通 仮 設 費		1	式			
	純 委 託 費							
		現 場 管 理 費		1	式			
	委 託 原 価							
		一 般 管 理 費 等		1	式			
	委 託 価 格							
						1m ² あたり		

川 越 市

内 訳 書

3 号

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費	薬 剤 散 布 3	樹木薬剤散布1						
				1000.0	ℓ			別紙第 3 号一位代価表
	直接委託費計							
		共 通 仮 設 費						
				1	式			
	純 委 託 費							
		現 場 管 理 費						
				1	式			
	委 託 原 価							
		一 般 管 理 費 等						
				1	式			
	委 託 価 格							
						1ℓあたり		

川 越 市

内 訳 書

4 号

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費	薬 剤 散 布 4	樹木薬剤散布2						
				1000.0	ℓ			別紙第 4 号一位代価表
	直接委託費計							
		共 通 仮 設 費						
				1	式			
	純 委 託 費							
		現 場 管 理 費						
				1	式			
	委 託 原 価							
		一 般 管 理 費 等						
				1	式			
	委 託 価 格							
						1ℓあたり		

川 越 市

除 草 剤 散 布

名 称 形 状 ・ 規 格	単位	単 価
特殊作業員	人	
普通作業員	人	
トラック運転 2t (5号一位代価)	日	
除草剤 パスタ液剤	l	
除草剤 カーメックスD水和剤	kg	
展着剤		
サーファクタントWK	l	
諸雑費	式	

第1号一位代価		1000㎡当り (200l撒き)
除 草 剤 散 布 (一 般 地)	上段:数量	V-1-②-14
	下段:金額	摘 要
	1.00	
	0.50	
	0.30	
	1	
	合計	
㎡当り		

名 称 形 状 ・ 規 格	単位	単 価
特殊作業員	人	
普通作業員	人	
トラック運転 2t (5号一位代価)	日	
除草剤 ディクトラン乳剤	l	
除草剤 ハーレイ	g	
除草剤 MCP液剤	l	
除草剤 アージラン水溶液	l	
展着剤		
サーファクタントWK	l	
殺虫剤		
スミチオン乳剤	l	
諸雑費	式	

第2号一位代価		1000㎡当り (200l撒き)
除 草 剤 散 布 (芝 生 地)	上段:数量	V-1-②-14
	下段:金額	摘 要
	0.20	
	7.50	
	0.50	
	0.50	
	0.30	
	0.20	
	1	
	合計	
㎡当り		

樹木病虫害防除1

名 称 形 状 ・ 規 格	単位	単 価
造園工	人	
普通作業員	人	
トラック運転 2t (5号一位代価)	日	
殺虫剤	l	
ロックオン乳剤	l	
殺菌剤	kg	
トリフミン	kg	
諸雑費	式	

第3号一位代価	1000l当り
樹木薬剤散布（持続性有）	上段:数量 V-1-②-10 下段:金額 摘 要
	1.000
	0.33
	1
合計	
当り	

樹木病虫害防除2

名 称 形 状 ・ 規 格	単位	単 価
造園工	人	
普通作業員	人	
トラック運転 2t (5号一位代価)	日	
殺虫剤	l	
トレボンEW	l	
殺菌剤	kg	
トリフミン	kg	
展着剤	l	
グラミンS	l	
諸雑費	式	

第4号一位代価	1000l当り
樹木薬剤散布（即効性有）	上段:数量 V-1-②-10 下段:金額 摘 要
	0.50
	0.33
	0.10
	1
合計	
当り	

基 礎 代 価

名 称 形 状 ・ 規 格	単 位	単 価
一般運転手	人	
油脂類 軽油	l	
機械損料 トラック 2t	使用日	
タイヤ損耗費及び補修費 2t・良好	日	
諸雑費	式	

第5号一位代価		1日当り
トラック 運 転 (2 t)	上段:数量	V-1-②-12
	下段:金額	摘 要
	1	
合計		
日当り		

都市公園樹木害虫駆除等業務委託（単価契約）特記仕様書

第1節 一般事項

（1．目的）

この仕様書は、川越市都市計画部公園整備課が管理する公園、緑地、広場等（以下「公園等」という。）の環境を守り、利用の快適性及び都市景観の保護、向上を図ることを目的とする。

（2．適用範囲）

この仕様書は、川越市都市計画部公園整備課が発注する薬剤散布に係る業務方法について適用する。

この仕様書に定めのない事項については、農薬取締法等の農薬関連法規、埼玉県が発行する「埼玉県土木工事实務要覧」の共通仕様書及びその他の要領、指針等による。

（3．委託箇所）

川越市内各所

（4．委託の期間）

契約締結日から令和7年12月19日まで

（5．支払方法）

月払い

（6．入札書記載事項等）

入札書の記載については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、各業務ごとの単価の総額を記載するものとする。入札は各業務ごとの単価の総額で行い、単価は市で決めた案分率に基づき決定する。この場合、各項目の小数点第二位に満たない端数は切り捨て、「1．除草剤散布（一般地）」の項目で端数処理を行う。

都市公園樹木害虫駆除等業務委託（単価契約）		案分率
項 目		案分率 (%)
1	除草剤散布（一般地）	4.31
2	除草剤散布（芝生地）	5.56
3	樹木薬剤散布 1	44.80
4	樹木薬剤散布 2	45.33
合 計		100.00

（7．仕様書に記載のない事項）

この仕様書は、委託業務の概要を示すものであり、この仕様書に定めのない事項又は疑義がある事項については、発注者、受注者双方で協議のうえ解決するものとする。

（8．法令等の遵守及び手続きの代行）

作業の実施にあたっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。また、官公署等への必要な届出、手続き等は、速やかに処理しなければならない。

作業の実施に際して、関係官公署、付近住民、公園利用者等と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかに監督員と協議し、その決定に従い実施するものとする。

（９．負担区分）

委託業務に要する機械器具、材料、用具及びこれらを用いるのに必要な検査、官公署等への届出、手続き等は受注者の負担とする。

（１０．服務）

「川越市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、作業現場においては、喫煙をしないよう徹底するものとする。また、業務に従事する者は、品位のある服装・態度に留意するよう努めなければならない。

（１１．環境配慮）

受注者は、川越市が環境配慮に取り組んでいることを踏まえ、業務にあたっては、環境に配慮するように努めること。

（１２．その他特記事項）

この契約の締結後に、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

（１３．再委託）

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、市の承認を得るものとする。

第２節 委託業務の適正化

（１．委託業務実施計画書）

受注者は、委託期間中の業務計画を定めた実施計画書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

（２．作業の実施日等）

作業の実施については、天候、害虫等の発生状況を考慮し、最大の効果が期待できるよう努め、実施日については監督員と協議の上、決定するものとする。

（３．業務開始前の準備）

受注者は、事前に受託箇所の概要を把握するとともに、監督員と十分に打合せを行ったうえで、その指示に従って業務を効率よく安全に遂行するものとする。

（４．現場の安全管理）

作業の実施にあたっては、公園利用者等に危険のないよう充分注意するものとする。なお、作業中においては、公園入口や作業場所付近に作業中である旨を表示した看板を掲示し、注意を喚起すること。

作業の実施中は、施設、樹木等を損傷しないよう充分注意するものとする。万一損傷した場合は、受注者の負担で原形に復するものとする。

人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について、遅滞なく監督員に報告するものとする。

(５．作業用機械器具等)

作業用の機械器具、道具類は、作業に適するものを使用する。監督員が不相当と認めたときは、取替えを指示することがある。

(６．実施時の留意事項)

①樹木薬剤散布標準対象害虫は主にアメリカシロヒトリ、モンクロシャチホコ、マツカレハ等のカレハガ類、チャドクガ等のドクガ類、イラガ類とし、樹木薬剤標準散布量は別紙を基準とする。ただし、監督員が別途指示するものについては、この限りではない。

②薬剤の散布に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定める使用方法等を遵守し、事前に周辺居住者、公園利用者等への周知徹底を図るとともに、作業中及び作業後の立入りを制限するなど人畜への安全に十分留意する。

③散布日は、風が弱く天候の不順でない日とし、風上から散布する。また、対象物以外のものに薬剤がかからぬよう注意する。散布時刻は利用者の少ない時間を基本とし、それ以外の時間に散布する場合は、監督員と十分協議しなければならない。

④薬剤散布後は、防滴のため現地にその旨の表示を行うこと。

⑤落下した害虫等については、速やかに処分すること。

⑥使用機器及び薬品の保管については、事前・事後を通じ十分に注意し、作業終了後は遺漏なく速やかに片づける。薬品の空ビン、空缶、空袋等は受注者が必ず持ち帰り、責任をもって処理すること。

⑦薬剤散布において、病虫害の発生の有無等を確認せずに、薬剤散布を行うことのないようにすること。また、病虫害の早期発見に努め、被害を受けた部分の剪定等により除去するなど、薬剤散布を最小限にとどめるよう努めること。

また、薬剤散布を行う場合は、使用する薬剤量、散布範囲等を必要最小限にとどめるよう努めること。

⑧受注者は、薬剤を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した薬剤の種類並びに使用した薬剤の使用量又は希釈倍数について記帳し、報告すること。

(７．異常報告)

受注者は、異常を発見した時は、直ちに監督員に連絡するものとする。

(８．写真撮影)

受注者は、作業毎に実施状況写真を撮影、整理し、監督員の確認を受ける。写真はカラーとし、作業の実施前、実施中、実施後の状態をそれぞれ同じ位置・方向から撮影するものとする。

(９．跡片付け)

受注者は、作業の完了に先立ち、速やかに不用物を整理し、適切に処分するものとする。

(１０．作業の完了)

受注者は、作業の完了後、速やかに書類等を点検整備するものとする。

第３節 委託業務の実施報告

(１．実施報告書)

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく「委務業務実施報告書」を発注者に提出するものとする。この際、必要とする出来高書類を添付すること。

委託業務実施計画書作成要領

（１．趣旨）

この要領は、「都市公園樹木害虫駆除等業務委託（単価契約）特記仕様書」に定める委託業務実施計画書の作成について適用するものとし、作成に必要な事項を定めるものとする。

（２．計画書の構成）

計画書は、次の事項をもって構成する。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- ①業務概要
- ②「実施計画書」
- ③管理技術者等通知書
- ④作業体制表
- ⑤使用機器材一覧表
- ⑥受託業務の工種別施工管理計画
- ⑦安全・環境対策
- ⑧緊急時の体制（連絡網）及び対応
- ⑨その他

（３．各事項における留意点）

安全・環境対策では、付近住民への業務の周知や公園利用者の誘導・立入り制限、道路使用時の交通安全対策、作業員の安全衛生管理等について記載すること。

なお、付近住民への周知方法については、チラシ等の写しを添付すること。

委託業務写真撮影要領

(1. 趣旨)

この要領は、「都市公園樹木害虫駆除等業務委託（単価契約）特記仕様書」に定める写真撮影について適用するものとし、作成に必要な事項を定めるものとする。

委託業務における写真撮影は、業務の履行を証する重要な事項であることを十分に認識し、本要領に沿って適正に対応するものとする。

(2. 写真の分類)

写真は、次のように分類する。

- ①着手前及び完成
- ②使用機器・材料写真
- ③実施状況写真
- ④品質管理写真
- ⑤安全管理写真
- ⑥その他

(3. 写真の撮影)

①写真の撮影は、別記撮影箇所一覧表に示すものを標準とする。

②写真の撮影にあたっては、原則として次の項目を記載した小黒板等を被写体として共に写し込むものとする。

- (1)委託名
- (2)工種名
- (3)撮影位置（測点）
- (4)作業回数
- (5)日付

③監督員から指示があった作業は、監督員の立会い写真を撮るものとする。

(4. 写真帳)

写真帳は、市販の工事写真台帳を使用して（デジタルカメラによる写真のプリントアウトについてはこの限りではない）、工種別に作業の過程が容易に把握できるように整理し、「委託業務実施報告書」とともに1部提出する。

(5. 撮影時の一般的注意事項)

①写真の撮影にあたっては、必ず作業開始前、作業中、作業完了後において同一方向、同一位置より撮るものとする。

②着手前写真は、委託箇所の全景もしくは代表的な部分を撮るものとする。完成写真は必要に応じて撮るものとする。

③撮影後はできるだけ早く確認し、撮影した写真が目的に合ったものとなっているかを調べることを。

撮影箇所一覧表

区 分	工 種	種 目	撮影項目	留意事項等
着手前及び完成	着手前		全景又は代表的部分	必要に応じて
	完成		全景又は代表的部分	必要に応じて
使用機器・材料	機器・材料		機器全景・形状寸法	
実施状況	薬剤散布		作業前・中・後	適宜。作業後は実施状況がわかるように撮影する。
品質管理	薬剤散布		薬剤全量 配合作業	配合前と配合後の空袋等を撮影する。混入状況についても撮影する。
安全管理			各種表示類の設置状況	各種類毎に1回
			各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回
			安全ミーティング状況	必要に応じて
その他	異常報告			災害、事故等が発生した場合は、詳細に記録する。

実施報告書作成要領

(1. 趣旨)

この要領は、「都市公園樹木害虫駆除等業務委託（単価契約）特記仕様書」に定める「委託業務実施報告書」に添付する出来高図等の書類作成について適用するものとし、作成に必要な事項を定めるものとする。

(2. 出来高書類)

「委託業務実施報告書」に添付する出来高書類は、次に示すものとする。また、監督員がその他の書類等の提出を求めた場合には、遅滞なくこれを作成し、提出するものとする。

- ①出来高図
- ②出来高数量表
- ③実施工程表
- ④使用材料の納入伝票
- ⑤日報
- ⑥写真（「委託業務写真撮影要領」による）
- ⑦使用薬剤報告書（都市公園樹木害虫駆除等業務委託（単価契約）特記仕様書7. ⑧に定める項目）
- ⑧その他

(3. 各事項における留意点)

出来高図及び出来高数量表は、各工種別に作業内容が容易に把握できるように作成するものとする。ただし、煩雑とならない場合には、複数の工種をまとめても差し支えない。

出来高図の作成には「川越市公園台帳」の図面を使用することを基本とするが、台帳図面がない場合等はこの限りではない。この際、枯損、撤去等によって既に存在しないものについては、その旨を記すものとする。

出来高数量の算出（面積計算）は、三斜計算または三角形の三辺計測による計算（ヘロンの公式）を基本とする。ただし、その他の方法で監督員の了解を得た場合はこの限りではない。なお、計算書も添付すること。

出来高図及び出来高数量表はできる限り各工程毎に作成し、写真とともに監督員の確認を受けることが望ましい。

樹木薬剤標準散布量

種別	幹周			
	30 c m未満	30 c m以上 60 c m未満	60 c m以上 90 c m未満	90 c m以上
1本当たり 薬剤散布量	1.2 ℓ	6.5 ℓ	16.0ℓ	28.0ℓ

川越市環境方針

基本理念

川越市は、現在の環境を保全し、より良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかななくてはならないと認識します。

近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。

よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

基本方針

川越市は、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を市独自の環境マネジメントシステムを用いて継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。

- 1 「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
- 2 事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
- 3 市の施設、設備の適切な管理、事故の備えによる環境汚染の予防に努めます。
- 4 環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
- 5 環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。

また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。

- 6 全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
- 7 基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めています。

令和7年4月23日 川越市長 森田初恵

